

国民健康保険

留学生活でもっとも不安なことのひとつに「病気になったらどうしたらよいか?」という問題があります。住民登録後、配偶者（夫や妻）の職場の健康保険に加入していない留学生は、国民健康保険（略して「国保」とも言います）に加入しなければなりません。国民健康保険は病気やケガの時の経済的な負担を最低限度でおさえるための保障制度で、加入者は医療費総額の30%を支払うだけでよいことになっています。

ただし、いくつかの例外があるので注意が必要です。たとえば、病院の個室などに入院した時の差額ベッド料、国民健康保険では認められない高価で特殊な治療薬を使った治療、金冠などの歯の特殊治療、出産などでは、かかった費用の全額を自己負担しなければなりません。

もし国民健康保険に加入していないと、病気になったりケガをしたりした時に非常に高額な医療費を支払わなければなりません。虫垂炎のように比較的軽い病気で1週間くらい入院・手術となっても、数十万円の費用がかかります。多くの留学生にとって、入院・治療の費用負担は、留学生活の基盤を根底から脅かすことになるでしょう。自分の健康を守るのは自分自身の責任です。したがって万一の病気に備えておくのも、自身の責任ということになります。

◎国民健康保険の加入方法

住民登録をしている市区町村役所の国民健康保険課で加入の申込をします。在留カード、旅券（パスポート）、学生証が必要です。在留期間3ヶ月以上の在留資格「留学」を持っている留学生は直ちに加入できます。同居する家族がいる場合には、家族も一緒に加入することになります。保険証に家族の名前が書き込まれているかどうかをよく確認して下さい。

◎国民健康保険の費用

この保険にかかる費用を「国民健康保険税」といいます。税額は住民登録をしている市区町村によって異なります。神奈川県相模原市の場合、年間所得（アルバイト給与など）が33万円以下の留学生では、年間約17,000円です。この金額は本来の保険税の70%分が減額された一番安い額で、区役所に住民税（県民税と市民税をあわせた税）を申告していることが条件です。保険税の減額は前年度の所得に基づいて判定されますので、収入があってもなくても、住民登録をしている市区町村で住民税の申告をして下さい。

◎国民健康保険の加入は来日した時点で

国民健康保険への加入は来日した時点からが原則です。したがって遅れて加入申し込みをすると、過去の保険料の支払いを請求されることもありますので、注意して下さい。

◎引越しをしたら、新しい保険証を

引越し後の市区町村役所の国民健康保険課へ前の保険証を返納して、新しい保険証を受け取って下さい。この手続きをしないと国民健康保険の適用を受けられません。

留学生の多くは、不慣れな日本社会での留学生活で精神的に緊張した日々を過ごすことになります。気候風土も異なるため病気にもかかりやすくなります。「体調がおかしいな」と思ったら、面倒がらずに医師の診療を受けて下さい。その際、保険証を忘れずに持って行って下さい。

◎病院・診療所の選び方

国立・県立（都立）・市立などの公立の総合病院、私立の総合病院、国立・県立・私立大学の付属病院、個人の経営する小規模な病院と、たくさんの病院や診療所があります。先輩や身元保証人などにたずねて、適切な医療機関で診療を受けるようにして下さい。風邪や腹痛などなら、近所の小規模な病院や診療所がよいでしょう。大規模な病院は診療を希望する人が多いため、長い時間待たないと診療を受けられません。



◎入院が必要になったら

「入院して下さい」と言われたら、病院の指示に従って下さい。入院する時に必要な品物は病院から指示されますが、最低でも以下の品物を揃えておくとい良いでしょう。在留カードまたは外国人登録証明書、保険証、印鑑（持っている人のみ）、下着類・寝巻類、洗面具、箸・スプーン・湯飲み茶碗、スリッパ、筆記用具、小遣いのお金などです。

◎入院には、保証人・保証金がいる

入院時には保証人や保証金を要求されるのが普通です。保証金の額は病院によって異なりますが、10万円程度が多いようです。医療費の支払いが終われば、領収書と引き換えに返却されますから、保証金の領収書は大切に保管しておいて下さい。